

平成23年度 教育委員会 第3回定例会 議案

1 日 時 平成23年5月12日（木） 午後2時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第3号議案 静岡県高等学校教育課程編成の基準の改訂 … 1

第4号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正 … 3

第5号議案 静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 … 21

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第3号議案

静岡県高等学校教育課程編成の基準の改訂

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項、学校教育法施行規則第84条、静岡県立学校管理規則第2条及び高等学校学習指導要領の規程に基づき、静岡県高等学校教育課程編成の基準を別添のとおり改訂する。

平成23年5月12日提出

静岡県教育委員会教育長

第4号議案

静岡県立学校処務規程の一部改正

静岡県立学校処務規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年5月12日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県立学校処務規程（昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年5月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

様式第4号の別紙1及び別紙2を次のように改める。

別紙1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

学校番号		学校名		課程等	
年度 授業日数表					
1 入学許可日等					
入学許可日	月	日	入学式	月	日
2 授業日数及び休業日数等					
	授業日数合計	休業日数合計	長期休業期間中の授業日数	学校行事を行う日数	
第1学年					
第2学年					
第3学年					
第4学年					
3 休業日の内訳					
学年始休業日	月	日	から	月	日
夏季休業日	月	日	から	月	日
秋季休業日	月	日	から	月	日
冬季休業日	月	日	から	月	日
学年末休業日	月	日	から	月	日
4 主な学校行事の実施日等					
学期 学校行事	1 学 期		2 学 期		3 学 期
始 業 式	月	日	月	日	月 日
終 業 式	月	日	月	日	月 日
文 化 祭	月	日	から	月	日
修 学 旅 行	月	日	から	月	日
			体 育 祭	月 日	
			場 所 :		
備 考					

- (注) 1 単位制の高等学校においては、上記2の「第1学年」の欄に、一括して記入する。
 2 2学期制の高等学校においては、「第1学期」及び「第2学期」をそれぞれ「前期」及び「後期」と読み替える。
 3 学期制又は学期の期間を変更をした場合は、備考欄に変更の理由を記入し、期間を変更する場合にあっては、その期間も併せて記入する。
 4 学科(科)によって記載内容が異なる場合には備考欄に記入する。
 5 不要な欄には斜線を引く。

別紙2 (用紙 日本工業規格A4縦型)

学校番号		学校名		課程等	
年度				教育課程表 (甲・乙)	
				整理番号 /	
教科	科目	標準単位数	(学科等を記入する。)		週当たり授業時数
			(学年を記入する。)		科目別 教科別
教科合計					
合計					
特別活動	ホームルーム活動				
備考					
生徒数	男				
	女				

- (注) 1 教科合計欄の次の欄に「総合的な学習の時間」の名称及び単位数を記入する。
 2 単位制による課程においては、「学年」の欄に斜線を引く。
 3 通信制の課程においては、「週当たり授業時数」を「年間面接指導時間数」と読み替える。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第8条第3号関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

振替授業実施届				
静岡県教育委員会 様			文書番号 年 月 日	
			静岡県立 高等学校長 印	
次のとおり授業日と休業日との振替えをしたいので届け出ます。				
記				
		対象の課程		
授業を行う休業日	休業を行う授業日	学科	学年	理由
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			

- (注) 1 単位制による課程については「学年」を「入学年度」と読み替える。
2 記入欄が不足する場合は欄を追加する。

様式第9号の2を削る。

附 則

この訓令甲は、平成23年5月20日から施行する。

<第4号議案 概要>

静岡県立学校処務規程の一部改正

1 改正の理由

高等学校学習指導要領改正に伴い、様式等の整理を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第8条に関する次の様式を改める。

- ・様式第4号（第8条第1号関係）「教育課程等編成届」の別紙1及び別紙2
- ・様式第5号（第8条第3号関係）「振替授業実施届」
- ・様式第9号の2（第8条第7号関係）「教科用図書使用届（継続用）」

3 施行期日

平成23年5月20日

新 旧 対 照 表

(静岡県立学校処務規程の一部改正)

名称 静岡県立学校処務規程の一部改正

改 正 前

別紙1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

学校番号		学校名		課程等	
------	--	-----	--	-----	--

1 年度 授業日数表

(1) 授業日数及び休業日数

区分 学年	授 業 日 数	左のうち学校 行事を行う日数	休 業 日 数
第 1 学 年			
第 2 学 年			
第 3 学 年			
第 4 学 年			

(2) 主な学校行事の実施日等

学期 学校行事	1 学 期	2 学 期	3 学 期
始 業 式	月 日	月 日	月 日
終 業 式	月 日	月 日	月 日

入 学 式	月 日	卒 業 式	月 日
文 化 祭	月 日から 月 日まで	体 育 祭	月 日
修 学 旅 行	月 日から 月 日まで	場 所 :	
集 団 宿 泊 研 修	月 日から 月 日まで	場 所 :	
主な勤労生産 ・奉仕的行事	月 日	内 容 :	

(3) 休業日の内訳

学年始休業日	月 日から 月 日まで	その他校長が必要と認めた休業日
夏季休業日	月 日から 月 日まで	
秋季休業日	月 日から 月 日まで	
冬季休業日	月 日から 月 日まで	
学年末休業日	月 日から 月 日まで	

備 考	
-----	--

- (注) 1 単位制の高等学校においては、上記(1)の「第1学年」の欄に、一括して記入する。
 2 2学期制の高等学校においては、「第1学期」及び「第2学期」をそれぞれ「前期」及び「後期」と読み替える。
 3 学期制又は学期の期間を変更をした場合は、備考欄に変更の理由を記入し、期間を変更する場合にあっては、その期間も併せて記入する。
 4 不要な欄に斜線を引く。

対 照 表

改 正 後

別紙 1 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

学校番号		学校名		課程等	
年度 授業日数表					
1 入学許可日等					
入学許可日	月	日	入学式	月	日
2 授業日数及び休業日数等					
	授業日数合計	休業日数合計	長期休業期間中の授業日数	学校行事を行う日数	
第 1 学 年					
第 2 学 年					
第 3 学 年					
第 4 学 年					
3 休業日の内訳					
学年始休業日	月	日	から	月	日
夏季休業日	月	日	から	月	日
秋季休業日	月	日	から	月	日
冬季休業日	月	日	から	月	日
学年末休業日	月	日	から	月	日
4 主な学校行事の実施日等					
学期	1 学 期		2 学 期		3 学 期
学校行事					
始 業 式	月	日	月	日	月 日
終 業 式	月	日	月	日	月 日
文 化 祭	月	日	から	月	日
修学旅行	月	日	から	月	日
			体 育 祭	月 日	
			場 所 :		
備 考					

- (注) 1 単位制の高等学校においては、上記 2 の「第 1 学年」の欄に、一括して記入する。
 2 2 学期制の高等学校においては、「第 1 学期」及び「第 2 学期」をそれぞれ「前期」及び「後期」と読み替える。
 3 学期制又は学期の期間を変更をした場合は、備考欄に変更の理由を記入し、期間を変更する場合にあっては、その期間も併せて記入する。
 4 学科 (科) によって記載内容が異なる場合には備考欄に記入する。
 5 不要な欄には斜線を引く。

名称 静岡県立学校処務規程の一部改正

改 正 前

別紙2 (用紙 日本工業規格A4縦型)

学校番号		学校名		課程等	
2 年度 教育課程表 (甲・乙)				整理番号	/
教科 科	学科等 学年	標準 単位数 科目		週当たり授業時数	
	科目別			教科別	
教科合計					
合計					
特別 活動	ホームルーム 活動				
備考					
生徒数	男				
	女				

- (注) 1 教科合計欄の次の欄に「総合的な学習の時間」の名称及び単位数を記入する。
 2 単位制による課程においては、「学年」の項に斜線を引く。
 3 通信制の課程においては、「週当たり授業時数」を「年間面接指導時間数」と読み替える。

対 照 表

改 正 後

別紙2 (用紙 日本工業規格A4縦型)

学校番号		学校名		課程等	
年度 教育課程表 (甲・乙)				整理番号 /	
教科	科目	標準 単 位 数	(学科等を記入する。)		週当たり授業時数
			(学年を記入する。)		科目別 教科別
教科合計					
合 計					
特別 活動	ホームルーム 活 動				
備 考					
生徒数	男				
	女				

- (注) 1 教科合計欄の次の欄に「総合的な学習の時間」の名称及び単位数を記入する。
 2 単位制による課程においては、「学年」の欄に斜線を引く。
 3 通信制の課程においては、「週当たり授業時数」を「年間面接指導時間数」と読み替える。

名称 静岡県立学校処務規程の一部改正

改 正 前

様式第5号(第8条第3号関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

振替授業実施届

文書番号
年 月 日

静岡県教育委員会 様

静岡県立

学校長 印

次のとおり授業日と休業日との振替えをしますので届出ます。

記

授業を行う 休業日	年 月 日 (曜日)
休業を行う 授業日	年 月 日 (曜日)
対象の課程、 学科、学年	
理 由	

(注) 単位制による課程については、「学年」を「入学年度」と読み替える。

対 照 表

改 正 後

様式第5号（第8条第3号関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

振替授業実施届

文 書 番 号
年 月 日

静岡県教育委員会 様

静岡県立 高等学校長 印

次のとおり授業日と休業日との振替えをしたいので届け出ます。

記

		対象の課程		
授業を行う休業日	休業を行う授業日	学科	学年	理由
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			
年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）			

- (注) 1 単位制による課程については「学年」を「入学年度」と読み替える。
2 記入欄が不足する場合は欄を追加する。

名称 静岡県立学校処務規程の一部改正

改 正 前

様式第9号の2（第8条第7号関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

教科用図書使用届
(継 続 用)

文 書 番 号
年 月 日

静岡県教育委員会 様

静岡県立

学校長 印

次のとおり教科用図書を使用したいので届け出ます。

学校番号		課 程		使用年度		年度		整理番号／
------	--	-----	--	------	--	----	--	-------

区分	学 科	学 年	教 科	科 目	図 書 名 (著 者 名)	発 行 所	定 価
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		

- (注) 1 学校設定教科・科目については、「区分」欄に○を記入する。
2 単位制による課程においては、「学年」欄に斜線を引く。

対 照 表

改 正 後

(削る。)

第5号議案

静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県文化財保護条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年5月12日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県文化財保護条例施行規則（昭和 40 年静岡県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式第21号の12</p> <p>出土文化財（譲与・譲渡）申請書</p> <p style="text-align: right;">（文書番号）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>静岡県教育委員会教育長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">市町教育委員会教育長 印</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第21号の12</p> <p>出土文化財（譲与・譲渡）申請書</p> <p style="text-align: right;">（文書番号）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>静岡県埋蔵文化財センター</u> 所長 様</p> <p style="text-align: right;">市町教育委員会教育長 印</p> <p>（略）</p>
<p>別記様式第21号の13</p> <p>出土文化財（譲与・譲渡）承諾書</p> <p style="text-align: right;">（文書番号）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p><u>静岡県教育委員会教育長</u> 印</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第21号の13</p> <p>出土文化財（譲与・譲渡）承諾書</p> <p style="text-align: right;">（文書番号）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p><u>静岡県埋蔵文化財センター</u> 所長 印</p> <p>（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則の規定により改正されることとなった改正前の規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は当分の間、調整して使用することができる。

＜第5号議案 概要＞

静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

静岡県埋蔵文化財センターの設置に伴い、出土文化財の管理事務を文化財保護課から同センターに移管するため、関係様式の整備を図る。

2 改正の内容

別記様式第21号の12及び13中の静岡県教育委員会教育長を静岡県埋蔵文化財センター所長に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第3回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡北特別支援学校損害賠償請求控訴事件判決	1

静岡北特別支援学校損害賠償請求控訴事件判決

(教育総務課)

1 経緯

平成 20 年 10 月 8 日付けで静岡簡易裁判所に、民事調停申立てが行われたが不調におわり訴訟となった。その後、平成 21 年 7 月 16 日、静岡地方裁判所に移送され、平成 22 年 11 月 18 日に原告請求棄却とする判決が言い渡された。本判決を不服とした相手方(第一審原告)は、同年 12 月 1 日東京高等裁判所に控訴したが、平成 23 年 3 月 3 日の第 1 回口頭弁論で結審し、同年 4 月 28 日に判決言渡しとなった。

なお、第 1 回口頭弁論において裁判長から和解勧告がされた。平成 23 年 3 月 23 日に和解に向けての調整を行うための期日が指定され、和解案の修正が行われたが、平成 23 年 3 月 28 日に控訴人弁護士から控訴人代理人は和解案の修正を受け入れない意向であることについて回答があった。さらに平成 23 年 4 月 5 日の和解案調整において、和解は不成立となり、平成 23 年 4 月 28 日(木)午後 2 時 50 分に判決が言い渡された。

2 判決主文

- (1) 控訴人の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、控訴人の負担とする。

3 訴訟内容 (平成 23 年(ネ)第 47 号損害賠償請求控訴事件)

- (1) 控訴人(第一審原告)
岩崎龍太(平成 23 年 3 月 静岡北特支高等部卒業)
法定代理人親権者 義則(父)、妙子(母)
- (2) 被控訴人(第一審被告)
静岡県 上記代表者知事 川勝平太(指定代理人、静岡県教育委員会)

4 請求の原因となった本件事故の概要

平成 20 年 4 月 29 日(火)に、頭部全体が腫れ上がる負傷をした。この怪我について、原告は、日頃から自傷行為が見られた原告に対し、静岡北特別支援学校内において、担任教諭及び講師の監督が不十分であり、平成 20 年 4 月 28 日(月)に原告の自傷行為を防ぐことができなかったことが原因であると主張していた。

5 損害賠償請求額

訴訟物の価額 金 180,890 円
(診察代 8,790 円、慰謝料 150,000 円、文書料 2,100 円、弁護士費用 20,000 円)